

定款

公益社団法人日本茶業中央会
東京都港区東新橋2-8-5
電話 03-3434-2001

公益社団法人日本茶業中央会定款

平成 25 年 4 月 1 日 制 定

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人日本茶業中央会という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置き、理事会の決議を経て必要の地に従たる事務所を置くことができる。

(目 的)

第 3 条 この法人は、お茶の振興に関する基本的方策を樹立し、安全で良質な茶の需給関係の総合的改良発達を推進するとともに、茶文化の振興を図ることにより、茶業の健全な発展及び国民生活の豊かさの向上実現に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 茶業及び茶文化の振興に関する関係機関への提言に関すること。
- (2) 茶の需要の拡大、計画的な生産等茶の需給の安定に係る総合的施策の推進に関すること。
- (3) 茶の生産、流通及び加工の合理化に関すること。
- (4) 安全安心な信頼性の高い茶の供給体制の整備に関すること。
- (5) 国際的な視点に立った日本茶の振興と日本茶文化の普及に関すること。
- (6) 茶に関する情報の収集、機能性等の調査研究とその活用に関すること。
- (7) 消費者に向けた、茶の健康的、文化的等の情報提供に関すること。
- (8) 茶業に関する団体相互の連携、協調に関すること。
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

2 前項の事業は本邦及び海外において行うものとする。

(規 約)

第 5 条 この定款で定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、規約で定める。

第2章 会 員

(会 員)

第6条 この法人を構成する会員は、正会員及び賛助会員とする。

- (1) 正会員は全国をその地区とする茶業に関する団体及びそれ以外の茶業に関する団体であって理事会の承認を受けたものとする。
- (2) 賛助会員は本会の事業を賛助する個人又は団体であって理事会の承認を受けたものとする。

2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(加 入)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、加入申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により加入申込書を提出しようとする者は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 団体の場合は定款又はこれに代わるべき規程及び代表者の氏名及び住所を記載した書面
- (2) その他この法人が必要と認めた書類

(任意脱退)

第8条 会員は、脱退の申し出を行うことにより任意にいつでも脱退することができる。

(除 名)

第9条 この法人は、会員が次の各号の1に該当するときは、総会の決議を経て、その会員を除名することができる。この場合にはこの法人は、その総会の開催日の7日前までにその会員に対してその旨を書面をもって通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えるものとする。

- (1) この法人の事業を妨げ、又はこの法人の名誉を損する行為をしたとき。
- (2) 定款又は総会の決議を無視する行為をしたとき。

2 会長は、除名の決議があったときは、その旨を当該会員に通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第11条の納入義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が解散又は死亡したとき。

(会 費)

第11条 会員は、毎年総会で定める会費を納入しなければならない。

2 既納の会費は、いかなる場合においてもこれを返還しない。

(届 出)

第 12 条 団体である会員は、その名称若しくは代表者の氏名又は住所に変更があったときは遅滞なく、この法人にその旨を届け出なければならない。

2 団体である会員は、あらかじめ、その代表者として権利を行使する者をこの法人に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

第 3 章 総 会

(開 催)

第 13 条 総会はすべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

第 14 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、総会において出席正会員のうちから選出する。

3 通常総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会において必要と認めたとき

(2) 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員から総会の目的たる事項及び招集の理由を示して請求があったとき

(総会の招集)

第 15 条 総会は会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、前項の規定にかかわらず、各理事が総会を招集する。

(総会の決議方法等)

第 16 条 総会は、正会員総数の過半数に当たる正会員が出席しなければ開くことができない。

2 正会員は、総会において、正会員 1 名につき 1 個の議決権を有する。

3 総会の議事は、第 18 条に規定する場合を除き出席した正会員の議決権の過半数で決する。

(総会の決議事項)

第 17 条 総会で決議するものとして法令又は、この定款において別に定める事項のほか次の事項は総会の決議を経なければならない。

(1) 会費の額及びその徴収方法の決定又は変更

(2) 理事及び監事の報酬等の額及び支給基準

(3) 定款の変更

- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 規約の制定又は改廃

(特別決議)

第 18 条 次の事項は、総会において総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 会員の除名
- (4) 監事の解任

(代理及び書面又は電磁的方法による議決権の行使)

第 19 条 正会員は、あらかじめ通知された事項につき、代理人、書面又は電磁的方法により議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面又は電磁的方法により議決権を行使する場合は、その内容が総会の日の前日までにこの法人に到達しないときは、無効とする。
- 3 第 1 項の代理人は、代理権を証する書面をこの法人に提出しなければならない。
- 4 第 1 項の規定により議決権を行使する者は、出席者とみなす。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその総会において選出された議事録署名人 2 人以上が記名し、押印するものとする。
- 3 議事録は、主たる事務所に備えつけておかなければならない。

第 4 章 役員等

(役員の数及び選任)

第 21 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 16 人以上 20 人以内
 - (2) 監事 3 人以内
- 2 理事及び監事は、総会において正会員である団体の役員のうちから選任する。ただし、総会で必要と認めるときは、正会員である団体の役員以外から理事 5 人以内を選任することができる。
 - 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係がある者の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることにはならない。

- 4 他の同一の団体(公益法人を除く)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 6 この法人の監事は、他の同一の団体(公益法人を除く)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者であってはならない。
- 7 理事のうちから会長1人、副会長2人、専務理事1人を理事会の決議によって選定する。
- 8 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の職務)

第22条 会長は、この法人を代表し、この法人の職務を執行する。

- 2 副会長は会長を補佐し、専務理事は会長及び副会長を補佐するとともに事務局を統括して会務を処理する。
- 3 理事は、理事会を組織し、職務を執行する。
- 4 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 5 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

(役員の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
- 3 補欠又は増員による理事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。

(辞任又は任期満了の場合)

第24条 任期満了又は辞任により、理事又は監事数とその定数を欠くに至った場合は、退任した理事又は監事はその後任者が就任するまでは、その権利義務を有する。

(解 任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議を経て解任することができる。

(報 酬)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長及び常勤の理事には総会の決議を経て報酬を支払うことができる。

(顧 問)

第 27 条 この法人に、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議を経て、会長が選任する。
- 3 顧問は無報酬とする。
- 4 顧問は、この法人の重要事項について会長の諮問に応ずる。

第 5 章 理 事 会

(理 事 会)

第 28 条 この法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 理事会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 4 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 5 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、出席した理事の中から議長を選任する。
- 6 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決する。
- 7 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 29 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は前項の議事録に記名し、押印するものとする。

第 6 章 専 門 委 員 会

(専 門 委 員 会)

第 30 条 会長は、この法人の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の決議を経て専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関する必要な事項は、理事会で別に定める。

第 7 章 事 務 局

(事 務 局 及 び 職 員)

第 31 条 この法人の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局に関する規程は、理事会の決議を経て会長が別に定める。
- 3 職員は、会長が任免する。

第 8 章 資 産 及 び 会 計

(事 業 年 度)

第 32 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第 33 条 会長は、毎事業年度開始の日の前日までに事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 34 条 会長は、毎事業年度終了後、次の書類を作成し監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 第 1 項の規定により報告され、又は承認を受けた書類の他、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 35 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 36 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 37 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（ 公益認定の取消し等に伴う贈与 ）

第 38 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（ 残余財産の帰属 ）

第 39 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

（ 公告の方法 ）

第 40 条 この法人の公告は主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は榛村純一、副会長は田中鉄男と鈴木毅志、専務理事は柳澤興一郎とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 32 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

	吉田 利一	
	新谷 紘一	

	101-0047	1-1-12 9
	420-0005	81
	420-0011	5-43
	420-0005	81
	611-0021	25-2
	891-0122	3-12

4 2,400ha 700ha
 300ha 90ha 50ha 50ha

25ha

	ha			ha	
29	42,400			34,500	83,400
28	43,100			34,900	82,000
	98			99	102

1

12

78,800t

2

	t	t	t	t	t	t
	29	78,800	28,900			
28	77,100	30,100	20,000	6,450	1,370	19,100
	102	96				

12

29	80,242	235	3,763	2,666	44,535	2,153	23,966	2,888
28	78,606	257	3,751	2,571	45,323	2,301	21,531	2,874
	102	91	100	104	98	94	111	100

:

10	78,700	3,900	82,600	14
15	86,805	5,095	91,900	
20	93,500	2,000	95,500	16
21	83,945	2,055	86,000	
22	83,000	2,000	85,000	16
23	82,100	-	-	16
24	85,900	-	-	16
25	82,800	2,000	84,800	16
26	81,931	1,569	83,500	
27	76,400	3,100	79,500	12
28	77,100	3,100	80,200	12
29	78,800	3,200	82,000	12

: 1
2 16
3 12

					/kg %
5	2,970	1,026	780	612	392
10	2,442	1,172	700	660	284
15	2,868	1,085	678	795	325
17	2,670	1,118	804	732	316
18	2,626	960	509		316
19	2,641	974	579		347
20	2,396	883	565		588
21	2,250	715	370		290
22	2,645	780	374		402
23	2,438	844	570		572
24	2,223	838	604		509
25	2,188	781	444		388
26	2,199	683	340		346
27	1,994	671	405		290
28	2,129	764	568		329
29	2,255	868	679		364
B/A %	106	114	120		111

:

	A	B	C	A+B-C D	E	D/E
				t		
5	92,100	5,481	305	97,276	124,764	780
10	82,600	6,399	652	88,347	126,486	698
15	91,900	10,242	760	101,382	127,619	794
19	94,100	9,591	1,625	102,066	127,780	799
20	95,500	7,326	1,701	101,125	127,692	792
21	86,000	5,865	1,958	89,907	127,510	705
22	85,000	5,906	2,232	88,674	128,056	692
23	82,100	5,393	2,387	85,106	127,799	666
24	85,900	5,473	2,351	89,022	127,515	698
25	84,800	4,875	2,942	86,733	127,298	681
26	83,500	4,180	3,516	84,164	127,083	662
27	79,500	3,473	4,127	78,846	127,110	620
28	80,200	3,618	4,108	79,710	126,933	628
29	82,000	3,970	4,642	81,328	126,706	641

: 1

2

3

27

10 1

(

kl

29 3 41lt ()

37

			0.15			
	(((((
63	18.0	180				
	30.0	300				
5	266.0	2,660	22.5	34	2,694	
10	617.0	6,170	950.0	1,425	7,595	126.5
14	1622.2	16,222	833.6	1,250	17,472	106.6
15	1715.9	17,159	831.7	1,248	18,407	105.3
16	2216.7	22,167	865.0	1,298	23,465	127.5
17	2570.0	25,700	713.8	1,071	26,771	114.1
18	2481.1	24,811	790.1	1,185	25,996	97.1
19	2457.7	24,577	881.0	1,322	25,899	99.6
20	2431.2	24,312	822.0	1,233	25,545	98.6
21	2382.9	23,829	791.6	1,187	25,016	97.9
22	2356.5	23,565	769.1	1,154	24,719	98.8
23	2360.0	23,600	726.0	1,089	24,689	99.9
24	2454.0	24,540	704.0	1,123	25,663	103.9
25	2528.0	25,280	704.0	1,123	26,403	102.9
26	2548.0	25,480	708.0	1,129	26,609	100.8
27	2675.0	27,010	708.0	1,122	28,132	105.7
28	2850.0	28,495	703.0	1,111	29,606	105.2
29	2930.0	29,321	690.0	1,090	30,411	102.7

kl

5	266	1,185	600	23
10	617	1,220	996	950
15	1,715	1,167	795	832
19	2,458	961	973	881
20	2,431	877	1,030	822
21	2,383	813	1,051	792
22	2,356	834	1,160	769
23	2,360	684	1,124	726
24	2,454	670	1,096	704
25	2,528	642	1,014	704
26	2,576	590	963	731
27	2,660	608	940	723
28	2,766	571	944	738
29	2,846	563	1,020	749
	103	99	108	101

5 1,335
 20 1,000g
 16 5 21 4
 16 5,378 5
 29 6,631 6,632

						100g	
		g	g				
5	-	1,335	383	7,131	2,043	534	3.49
10	-	1,284	388	7,028	2,122	547	3.31
15	4,658	1,139	355	6,171	1,922	542	3.21
18	5,263	1,101	353	5,527	1,771	502	3.12
19	5,749	1,051	339	5,378	1,735	512	3.10
20	5,655	992	319	5,073	1,631	511	3.11
21	5,700	942	304	4,809	1,551	510	3.10
22	5,889	948	307	4,424	1,432	467	3.09
23	5,889	975	318	4,591	1,495	404	3.07
24	5,867	889	291	4,300	1,405	484	3.06
25	6,052	874	256	4,288	1,254	490	3.42
26	5,979	892	294	4,174	1,378	468	3.03
27	6,146	843	279	4,083	1,352	484	3.02
28	6,632	849	284	4,168	1,394	490	2.99
29	6,631	850	285	4,103	1,377	482	2.98
%	100	100	100	98	99		

:

5 17 22 2 26
 3 27 28 4
 1,407 1,420 35%
 1,080 793 343(342) 342 319 206 143
 190 180 181 119
 16 39 24 58 29 68
 16 17 29 144

t

		5	10	15	20	25	27	28	29
	635	305	652	760	1,701	2,942	4,127	4,108	4,642
	-	-	-	-	105	125	117	100	113
	-	-	-	-	3,344	6,610	10,106	11,551	14,357
	-	-	-	-	-	-	130	114	124

:

29

1

1

29 1

1 29 6 14 ()

2 6

3

28

4

1

2 —

3

4 29

5 71

6

7

29 2

1 29 7 10 ()

2 6

3

()

()

()

()

29 3 ()

1 29 8 23 ()

2

29 8 18

29 4
1 30 3 27 ()
2 6
3
30
2 30
3 30
4

5

1
2 72
3
4
5

3

4

6

2

()

1 29 6 29 ()
2

28

29 6 14

29 6

29

59

1 28
29 6 14

29 6 29

58 1

1 29 7 10 ()
2 6
3

1

4 18

1 29 9 12 ()
2

29 9 12

29 9 12

59

29 9 5

29 9 12

58 1

2

1 30 3 27 ()
2 6
3

30

30

3

28

1 29 6 1 ()
2
3 28

4

1 29
1 29 10 5 ()
2 703
3
29 ()
71
71 ()

5

1 1
1 29 5 11
2
3
29

6

1 29 1
1 29 6 7
2 802
3
2 29 2
1 29 12 8 ()
2 6
3
3 29 3
1 30 1 24 ()
2 6
3

7

1 29 8 24
2 6
3

1

1

1 29 9 13

2 6

3

29 ()

2

1 30 3 14

2 6

3

29

2

1 1

1 29 9 13

2 6

3

29

2 2

1 30 3 14

2 6

3

29

1

29 5 2

2

3

1 29 4 14 ()

2

3

28

29

1 29 7 21 ()

2

3

29

1 29 11 1

2

3

29

1

1 29 9 6

2

3

28

2

1 30 1 26

2

3

()

ISO

7

1 29 10 9 (10 ()

2

3

()

29

1 29 11 15 ()

2

3

28

29

1 29 4 25

2

29

1 29 6 29 8 30 () 11 29 ()

2

3

71

71

(1)	29 11 11 ()	SASEBO ()
(2)	29 11 11 ()	SASEBO ()

		29 11 11 () 12 ()	()
(3)		29 10 19 () 21() 29 11 11 () 12() 29 11 11 () 12()	SASEBO () JR ()
(1)		29 9 5 () 8 ()	()
(2)		29 9 8 ()	()
(3)		29 9 22 ()	()
(1)		29 11 10 ()	
(2)			

29

29

71

氏名	現住所	茶業団体等役職及び 職歴	業績概要等
まつば たかお 松葉 隆夫 (73 歳)	静岡県	前全国茶商工業協同 組合連合会理事 前公益社団法人静岡 県茶業会議所理事 前静岡県茶商工業協 同組合副理事長 元藤枝市茶商工業協	・長年にわたり静岡県茶商工業協同組合 の要職にあつて組合組織の育成強化、 組合員の経営安定向上、関係団体との 連携による静岡茶の消費拡大事業に 尽力 ・静岡県茶業会議所の要職をつとめ総合 的茶業振興策の樹立推進等、静岡県

29

29

30

30

		同組合理事長	<p>茶業の発展に尽力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域茶商の指導者として、地域茶商の経済地位向上、地域全体の茶業の振興に貢献 ・全国茶商工業協同組合連合会の要職にあつて消費拡大に尽力し茶業振興に貢献
横越 英彦 (71 歳)	静岡県	<p>現公益財団法人世界緑茶協会評議員 現茶学術研究会会長 現静岡県立大学名誉教授 前中部大学応用生物学部教授</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多年にわたり茶の研究に従事し、緑茶のうまみ成分のテアニンの生理的機能を脳・神経科学的側面から解析し、テアニンの認知度を高め、多用途利用を開拓し、多くの新商品の開発を進め、日本茶業の発展に貢献 ・茶のアミノ酸の一種であるγアミノ酪酸(ギャバ)を解析し、商品開発に尽力 ・長きに亘り茶業研究にも参画し、茶業技術の発達・改善及び茶業技術者の研さんと相互の情報交換に尽力 ・多くの茶に関する著書を記し、茶の学術振興を行い茶の研究者への指導に尽力
紅林 茂 (69 歳)	静岡県	<p>前全国茶生産団体連合会副会長 前公益社団法人日本茶業中央会理事 前静岡県経済連経営管理委員会会長 前公益社団法人静岡県茶業会議所副会頭 前(一社)静岡県農協茶取引補償協会理事 前静岡県農業協同組合中央会理事 前ハイナン農業協同組合代表理事組合長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全国茶生産団体連合会の副会長として会の運営に尽力し、茶の生産振興、茶業の経営改善に貢献 ・静岡県経済連経営管理委員会会長、静岡県茶業会議所副会頭として静岡茶の品質改善及び荒茶取引の安定化に取り組む茶業経営の安定、発展に貢献 ・多年に亘りハイナン農業協同組合役員として卓越した指導力で茶の振興に尽力し、牧之原茶など産地ブランドの確立に貢献
57	静岡県	<p>現(株)伊藤園生産本部常務執行役員本部長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高品質茶葉の安定調達と生産の効率化のため遊休地を積極的に活用し環境と共存する大規模茶園事業の推進に尽力し、茶産地の育成に企業サイドから貢献

			<ul style="list-style-type: none"> ・特定保健食品、機能性表示食品として茶の利用を促進し、お茶の需要拡大に貢献 ・茶殻リサイクルシステムの推進に尽力し、製造後の茶殻の活用に貢献 ・茶の生産から流通、消費に一貫した対策を実施し、日本茶の需要拡大に貢献
やの じょうしょう 矢野 乗祥 (66 歳)	京都府	元京都府茶協同組合副理事長 元(一社)京都府茶取引安定基金協会副理事長 元(公社)京都府茶業会議所理事	<ul style="list-style-type: none"> ・長年にわたり京都府茶協同組合要職にあって組織の運営に尽力し、リーフ茶の消費回復に貢献 ・京都府茶取引安定基金協会の役員として茶市場との取引調整や補償強化に尽力 ・京都府茶業会議所の要職にあって、京都府の茶業振興、人材の育成指導に尽力
よしだ りょういち 吉田 領一 (68 歳)	福岡県	現全国茶商工業協同組合連合会副理事長 現福岡県茶商工業協同組合理事長 前福岡県中小企業団体中央会理事 現筑後地区中小企業団体連合会副会長	<ul style="list-style-type: none"> ・多年にわたり福岡県茶商工業協同組合の要職を歴任し、また理事長として組合組織の育成強化と組合事業の発展に尽力し、八女茶業界に貢献 ・全国各地への緑茶の需要拡大や品種茶の PR 等一貫して茶業界の振興発展に貢献 ・中小企業団体組織の役員として八女茶業の発展と八女茶の品質向上、消費拡大に尽力 ・全国茶商工業協同組合連合会の要職をつとめ、茶の消費拡大に尽力し、茶業の振興に貢献
66	鹿児島県	前(公社)日本茶業中央会理事 前鹿児島県経済農業協同組合連合会経営管理委員会会長 元鹿児島県茶業三団体会頭 会長 前(公社)鹿児島県茶業会議所会頭 元 JA 鹿児島きもつき代表理事組合長	<ul style="list-style-type: none"> ・県内茶業三団体を集約一本化に尽力し、公益社団法人鹿児島県茶業会議所として体制整備に貢献 ・会議所会頭としてリーダーシップを発揮し、会員団体を牽引し、かごしま茶の流通販路拡大、知名度向上に尽力 ・全国団体の要職をつとめ、組織の活性化に尽力するとともに農政活動のなかで生産基盤強化のため、改植事業の推進等国内茶業の発展に貢献

71
71

71

29 11 11

71

	8	3	1	2	1	1	
	17	6	2	5	1	3	
	5		1		1	2	1
	30						

	30 2 7 9		30	1 (1) (2) 2) (1) (2)
--	----------	--	----	--------------------------------------

() ()

64 29 9 9 ()

34 29 11 10 ()

1 29 A4 209

1 (30) 69
2

1

2 30 2

3

1	13,689,918	15,120,601	1,430,683
	1,398,267	1,577,864	179,597
	59,963	0	59,963
	2,254,657	255,454	1,999,203
	17,402,805	16,953,919	448,886
	1	50,000	49,999
	7,938,000	7,938,000	0
	7,938,001	7,988,000	49,999
	25,340,806	24,941,919	398,887
1			
	2,439,844	259,466	2,180,378
	91,542	79,214	12,328
	2,531,386	338,680	2,192,706
2			
	4,420,710	4,420,710	0
	4,420,710	4,420,710	0
	6,952,096	4,759,390	2,192,706
			0
1	18,388,710	20,182,529	1,793,819
2	0	0	0
	18,388,710	20,182,529	1,793,819
	25,340,806	24,941,919	398,887

1

(

(1

(2

(3)

2

()

		5,000,000	4,999,999	1

()

1	(1)	[17, 219, 858]	[19, 216, 189]	[1, 996, 331]
		16, 934, 000	18, 934, 000	2, 000, 000
		285, 858	282, 189	3, 669
		[1, 937, 865]	[1, 768, 509]	[169, 356]
		1, 937, 865	1, 768, 509	169, 356
		[7, 000, 000]	[0]	[7, 000, 000]
		7, 000, 000	0	7, 000, 000
		[145]	[122]	[23]
		145	122	23
		26, 157, 868	20, 984, 820	5, 173, 048
2	(2)			
		3, 600, 000	3, 600, 000	0
		2, 107, 467	2, 107, 467	0
		273, 050	104, 900	168, 150
		601, 398	133, 644	467, 754
		404, 793	572, 118	167, 325
		1, 910, 467	953, 290	957, 177
		79, 298	107, 039	27, 741
		228, 169	206, 651	21, 518
		49, 999	50, 000	1
		1, 643, 253	818, 310	824, 943
		285, 153	144, 234	140, 919
		3, 437, 978	2, 447, 088	990, 890
		45, 920	45, 920	0
		484, 184	192, 213	291, 971
		17, 490	17, 490	0
		1, 724, 858	1, 718, 689	6, 169
		111, 386	81, 495	29, 891
		194, 400	194, 400	0
		2, 328, 490	2, 328, 490	0
		3, 977, 088	0	3, 977, 088
		197, 474	23, 456	174, 018
		28, 500	0	28, 500
		23, 730, 815	15, 846, 894	7, 883, 921
		1, 200, 000	1, 200, 000	0
		702, 489	702, 489	0
		134, 931	190, 707	55, 776
		396, 560	395, 880	680
		51, 628	10, 955	40, 673
		70, 137	65, 418	4, 719
		68, 087	92, 116	24, 029
		94, 806	125, 222	30, 416
		45, 117	59, 319	14, 202
		498, 950	498, 950	0
		628, 378	664, 593	36, 215
		116, 776	16, 728	100, 048
		111, 163	113, 092	1, 929
		1, 920	0	1, 920
		99, 930	134, 180	34, 250
		4, 220, 872	4, 269, 649	48, 777
		27, 951, 687	20, 116, 543	7, 835, 144
		1, 793, 819	868, 277	2, 662, 096
2	(1)	[0]	[0]	[0]
		[0]	[0]	[0]
		0	0	0
		1, 793, 819	868, 277	2, 662, 096
		20, 182, 529	19, 314, 252	868, 277
		18, 388, 710	20, 182, 529	1, 793, 819

財産目録

平成30年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	現金預金 現金 預金	手許保管 普通預金 郵便貯金 三井住友銀行 大東京信組 農林中金 農林中金 農林中金	運転資金として 運転資金として 運転資金として 補助金事業資金として 運転資金として 運転資金として 運転資金として	13,689,918
				20,186
				13,669,732
				37,933
				521,866
				245,663
				32,389
				6,188,877
				6,643,004
	貯蔵品	手許カレンダー等	在庫	1,398,267
立替金	同居法人	同居法人分精算予定分	59,963	
未収入金	諸口	国庫補助金未精算分等	2,254,657	
流動資産合計				17,402,805
(固定資産)	その他固定資産	工具器具備品	図書文献	7,938,001
				1
	事務所保証金	事務所保証金	公益目的保有財産 共有(82.35%公益目的、 17.65%管理運営目的)	7,938,000
固定資産合計				7,938,001
資産合計				25,340,806
(流動負債)	未払金 預り金	印刷会社等 源泉所得税	補助金事業未払金等 給与分納期特例分	2,439,844
				91,542
流動負債合計				2,531,386
(固定負債)	預り保証金	事務所保証金	同居法人分預り保証金	4,420,710
固定負債合計				4,420,710
負債合計				6,952,096
正味財産				18,388,710

	12,996,966	4,220,872	17,219,858
	12,713,128	4,220,872	16,934,000
	285,858	0	285,858
	1,937,865	0	1,937,865
	1,937,865		1,937,865
	7,000,000	0	7,000,000
	7,000,000		7,000,000
	145	0	145
	145		145
	21,936,996	4,220,872	26,157,868
	23,730,815		23,730,815
	3,600,000		3,600,000
	2,107,467		2,107,467
	273,050		273,050
	601,398		601,398
	404,793		404,793
	1,910,467		1,910,467
	79,298		79,298
	228,169		228,169
	49,999		49,999
	1,643,253		1,643,253
	285,153		285,153
	3,437,978		3,437,978
	45,920		45,920
	484,184		484,184
	17,490		17,490
	1,724,858		1,724,858
	111,386		111,386
HP	194,400		194,400
	2,328,490		2,328,490
	3,977,088		3,977,088
	197,474		197,474
	28,500		28,500
		4,220,872	4,220,872
		1,200,000	1,200,000
		702,489	702,489
		134,931	134,931
		396,500	396,500
		51,628	51,628
		70,137	70,137
		68,087	68,087
		94,806	94,806
		45,117	45,117
		498,950	498,950
		628,378	628,378
		116,776	116,776
		111,163	111,163
		1,920	1,920
		99,930	99,930
	23,730,815	4,220,872	27,951,687
	1,793,819	0	1,793,819
	0	0	0
	0	0	0
	0	0	0
	1,793,819	0	1,793,819
			20,182,529
			18,388,710
			0
			0
			0
			18,388,710

30

30

1

2

3

4

30

1

30 5 2

4 29 5 5

69

27

29 3

26 6

ISO FAO ITC

ISO

ISO

TC34 SC8

P

25 12

SC8

VG

FAO ICG on TEA

ICG

2020

3

30

30

30 3 7

1

30 2 28

2

NPO

3

NPO

4

30

30

25 11

PR

30

25 4 1
25 6 26
29 3 24

1

2

3

16

2

5

30

6

29 3 24

公益社団法人 日本茶業中央会 役員退職手当規程

平成 25 年 4 月 1 日 制 定
平成 25 年 6 月 26 日 一部改正

- 第 1 条 公益社団法人日本茶業中央会の常勤役員（以下「役員」という。）の退職手当の支給に関する事項は、この規程の定めるところによる。
- 第 2 条 退職手当は、役員が退職または死亡した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。
- 2) 役員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び同一の役職となったときは、前項の規定にかかわらず当該退職にともなう退職手当は支給しない。
- 第 3 条 退職手当の額は、在職期間 1 年につき、その者の退職の時ににおける俸給月額額の 100 分の 100 を乗じて得た額に相当する金額以内の金額とする。
- 第 4 条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、同一の役職の役員として引き継いだ
在職期間による。
- 2) 前項の規定による在職期間の年数については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、一年に満たない端数を生じたときは一年とする。
- 3) 役員の任期満了の日又はその翌日に再び同一の役職に専任されたときは、その者の退職手当の支給に関しては、引き続いて在職したものとみなす。
- 4) 役員が任期満了の日以前において、役職を異にする役員に選任されたときは、その者の退職手当の支給に関しては、その任命の日の前日に退職したものとみなす。
- 第 5 条 第 2 条第 1 項に規定する遺族の範囲及びそれらの者が退職手当を受ける順位については、労働基準法施行規則第 42 条に定めるところを準用する。
- 第 6 条 会長は、毎年事業年度末において、当該年に在職する常勤の役員について必要とする退職手当金総額の 50%以上に相当する額を積立しておかなければならない。

付 則

この規程は、公益社団法人設立登記日から実施する。

付 則

この規程は、平成 25 年 6 月 26 日から実施する。